第二節　権限のある当局

欧州連合	日本国
欧州連合の権限のある当局は、欧州連合の加盟国の次の当局又はこれを承継する当局とする。 オーストリア 　オーストリア保健食品安全機関 ベルギー 　連邦医薬品保健製品局 ブルガリア 　薬品庁 クロアチア 　医薬品医療機器局（ＨＡＬＭＥＤ） キプロス 　国立医薬品機構 チェコ 　国立医薬品管理機構 デンマーク 　医薬品庁 エストニア 　医薬品庁 フィンランド 　医薬品庁 フランス 　国立医薬品保健製品安全庁（ＡＮＳＭ） ドイツ 　連邦医薬品医療機器庁（ＢｆＡｒＭ） 　パウルエルリッヒ研究所（ＰＥＩ）連邦ワクチンバイオメディカル医薬品庁（生物学的医薬品に限る。） ギリシャ 　国立医薬品機構（ＥＯＦ） ハンガリー 　国立医薬栄養庁 アイルランド 　健康製品規制庁（ＨＰＲＡ） イタリア 　イタリア医薬品庁 ラトビア 　国立医薬品庁 リトアニア 　国立医薬品規制庁	厚生労働省又はこれを承継する当局
ルクセンブルク 　保健省薬事医薬品課 マルタ 　医薬品局 オランダ 　医療検査局（ＩＧＺ） ポーランド 　中央医薬品検査局（ＧＩＦ） ポルトガル 　国立医薬品健康製品機構（ＩＮＦＡＲＭＥＤ） ルーマニア 　国立医薬品機構 スロバキア 　国立医薬品管理機構（ＳＵＫＬ） スロベニア 　スロベニア共和国公共保健医療機器局（ＪＡＺＭＰ） スペイン 　スペイン医薬品衛生用品庁 スウェーデン 　医薬品庁 英国 　医薬品医療製品規制庁 欧州連合 　欧州医薬品庁	

（欧州連合側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、日本国政府の前記の提案を欧州連合が受諾する旨を欧州連合に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する欧州連合と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年四月二十二日にブリュッセルで

欧州委員会貿易総局長
ジャン＝リュック・ドマルティ

欧州連合日本政府代表部
特命全権大使　片上慶一閣下